最終更新日：2015年6月26日

株式会社ZOA
代表取締役社長執行役員　伊井　一史
問合せ先：取締役執行役員管理本部長　安井　明宏
証券コード：3375
http://www.zoa.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスは、長期的且つ持続可能な企業価値を最大化させる経営体制を規律するとともに、株主などステークホルダーに対する説明責任を果たすために不可欠なものと考えております。経営統治機構については、当社がこれまで実施してきた社外監査役制度の導入など諸改革が実効を挙げていると判断しております。また現時点において当社は監査役制度を採っておりますが、引き続き監査役設置会社方式を継続すべきであると考えております。

### 2. 資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |

【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数（株） | 割合（%） |
|---|---|---|
| ダイワボウ情報システム株式会社 | 920,000 | 44.16 |
| 長嶋　しのぶ | 651,700 | 31.28 |
| 長嶋　慶 | 50,000 | 2.40 |
| 西股　縁 | 50,000 | 2.40 |
| ZOA社員持株会 | 44,500 | 2.13 |
| 伊井　一史 | 18,600 | 0.89 |
| 小谷野　正己 | 17,100 | 0.82 |
| 青山　泰長 | 16,300 | 0.78 |
| 糀　英夫 | 13,200 | 0.63 |
| 野村證券株式会社 | 12,100 | 0.58 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明 更新

平成25年8月3日に逝去いたしました長嶋豊氏（逝去時に431,700株を保有）の遺産分割協議が平成26年5月15日付けで完了し、長嶋しのぶ氏が331,700株、長嶋慶氏と西股縁氏がそれぞれ50,000株ずつ相続により取得しております。

### 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 JASDAQ |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | 小売業 |
| 直前事業年度末における（連結）従業員数 | 100人未満 |
| 直前事業年度における（連結）売上高 更新 | 100億円未満 |
| | |

| | |
|---|---|
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の発行済み株式を44.16%保有しているダイワボウ情報システム株式会社は、当社のその他の関係会社となっております。なお、当社の取締役1名は、ダイワボウ情報システム株式会社の取締役を兼務しております。また、監査役2名は、ダイワボウ情報システム株式会社の取締役及び監査役をそれぞれ兼務しております。当社と当社の社外取締役及び社外監査役との間には取引関係その他の利害関係はありません。また当社は、ダイワボウ情報システム株式会社より商品の一部を仕入れております。
ダイワボウ情報システム株式会社は、ダイワボウグループを統括する純粋持株会社であるダイワボウホールディングス株式会社の子会社であり、ダイワボウホールディングス株式会社は、当社のその他の関係会社であります。なお、当社とダイワボウホールディングス株式会社の間には重要な営業上の取引はありません。

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 6 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 3 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 1 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 0 名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 西村　幸浩 | 他の会社の出身者 | | | | | ○ | | ○ | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 西村　幸浩 | | ダイワボウ情報システム株式会社 常務取締役管理部門統括 | 他社における取締役としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

**【監査役関係】**

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| | |

| | |
|---|---|
| 定款上の監査役の員数 | 4名 |
| 監査役の人数 | 3名 |

## 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と監査法人は緊密な連携を保つ為、適宜会合をもち、情報及び意見交換を行ない、監査の有効性・効率性を高める努力をしております。
また、内部監査部門である内部監査室は、「内部監査規程」に則り、業務監査を計画的に実施しており、課題の発見・指摘、指摘事項の改善方法を指導し、監査結果について監査役と情報及び意見交換を行っております。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 2名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 1名 |

## 会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 脇　康夫 | 他の会社の出身者 | | | | | | | ○ | | | | | | |
| 辰巳　敏博 | 他の会社の出身者 | | | | | | | ○ | | ○ | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

## 会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 脇　康夫 | ○ | ダイワボウ情報システム株式会社 社外監査役 | 出身分野における実績と見識を評価して選任しております。<br>また、当社との間に特別な利害関係はなく、特定関係事業者でもないことから、独立性が高く、一般株主との利益相反の生じるおそれがない者と判断したため、独立役員として指定しております。 |
| 辰巳　敏博 | | ダイワボウ情報システム株式会社 取締役財務部長 | 出身分野における実績と見識を評価して選任しております。 |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 1名 |

## その他独立役員に関する事項

―――

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 実施していない |

| |
|---|
| 該当項目に関する補足説明 |

役員報酬でモチベーションを維持できると考えております。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | |

| |
|---|
| 該当項目に関する補足説明 |

―――

## 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| （個別の取締役報酬の）開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

| |
|---|
| 該当項目に関する補足説明 更新 |

社内取締役に対するもの35,700千円であります。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | なし |

| |
|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容 |

―――

## 【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役の補助すべき専従のスタッフはおりませんが、必要に応じて管理本部のスタッフが対応するようにしております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

毎月開催の定例取締役会において、重要事項はすべて付議されております。その他にも、具体的な経営計画、管理統制、予算・資金計画、人事労務などの事業運営に関わる方針の決定を行っております。同様に毎月行われる財務報告会の後に常勤の取締役及び監査役による常勤役員会を開催して、意思決定のスピードアップに努めております。
監査役3名のうち半数以上の2名が社外監査役（うち1名を独立役員として指定）として、取締役の職務執行を充分に監督できる体制となっております。
前月の予算と実績を比較検討し、当月の目標達成のための施策について役員及び管理職が意思統一を図るために月例店長会議を毎月開催しております。
会計監査については、新日本有限責任監査法人と監査契約を結んでおります。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

コーポレート・ガバナンスは、長期的且つ継続可能な企業価値を最大化させる経営体制を規律するとともに、株主などステークホルダーに対する説明責任を果たすために不可欠なものと考えております。経営統治機構については、当社がこれまで実施してきた社外監査役制度の導入など諸改革が実効を挙げていると判断しております。また現時点において当社は監査役制度を採っておりますが、引き続き監査役設置会社方式を継続すべきであると考えております。
また、当社は取締役会の意思決定の迅速化と業務執行体制の強化を図るために執行役員制度を導入し、3名（取締役兼務を含む）の執行役員を選任しております。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|---|---|
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 平成27年6月19日に開催 |
| その他 | 株主総会のビジュアル化 |

### 2. IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 年2回（第2四半期決算時及び期末決算時）の決算説明会を実施 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 決算短信、適時開示情報等 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | 社長執行役員（IR責任者）、取締役執行役員管理本部長（IR統括役員）で対応 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 社内システム上の伝言板、掲示板に必要事項を掲載。月例店長会議などを通じて周知徹底 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 執行役員にCSR室を委嘱して、月例の業務業績報告会議、店長会議などで随時その重要性を周知徹底 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 常勤役員会などで随時決定 |

# Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本的な考え方
当社は、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、関連法規の遵守を図るため、内部統制システムの整備とその適切な運用が不可欠であると考えております。
2. 業務の適正を確保するための体制
当社は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。
(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は、代表取締役社長自らが使用人に対して繰り返し企業理念の精神を伝えることにより、法令および定款に遵守した行動がとられる経営体制の確立に努めております。
また、社内におけるコンプライアンス違反行為が行われ、もしくは行われようとしていることに気付いたときには、公益通報制度運用規程に従い、公益通報窓口部門である管理本部を通じて会社に通報できる内部通報制度を整備しております。なお、通報者の正当な行為に関しては当規程において保護され、不利益となる扱いは受けません。加えて、管理本部長をコンプライアンス委員長とするコンプライアンス委員会規程を設けており、事業運営におけるコンプライアンスの徹底を図っております。
その他の重要な法務的問題およびコンプライアンスに関する事項については、顧問弁護士と協議し、指導を受けることとしております。
監査役は、当社のコンプライアンスの状況を監査するとともに、コンプライアンス委員会から報告を受け、その運営を監査します。
(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という。)に記録し、保存をしております。取締役および監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとしております。
また、情報の管理については、営業秘密に関する管理規程および個人情報保護管理規程に従い対応しております。
(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社において横断的に潜在するリスクについて、管理本部を主管として常にリスク管理状況の把握に努めることで、その顕在化を未然に防止するように取り組んでおります。
また、顕在化した場合においては、代表取締役社長を本部長とする対策本部の設置を経営危機管理規程に定めており、この定めに従い対応することで、当社の財産および業績に対する影響を最小限に留める体制を構築しております。
(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
当社は、原則として毎月1回以上の取締役会を開催し、経営戦略・事業計画等の重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。
業務運営については、事業環境を踏まえた経営計画および年度予算を策定し、目標を設定するとともに、各所轄部署においては、その目標達成に向けて具体策を検討・実施しております。
上記の進捗について、投資家その他ステークホルダーの理解を得ることが、効率的な運用には不可欠と考え、年1回以上のアナリスト、機関投資家を対象とした会社説明会を開催しております。
(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
関係会社の経営管理状況および内部統制の定期的な報告を当社取締役会に行うことを義務付けるとともに、必要に応じて指導・支援を行うこととしております。
(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
現在、監査役の職務を補助すべき使用人は設けておりませんが、今後、監査役は、必要に応じて代表取締役社長と協議のうえ、職務を補助すべき使用人を指名し、監査業務に必要な事項を命令することができるものとします。
(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、監査役補助者の人事異動について人事担当取締役から事前に報告を受け、必要な場合は理由を付して変更を申し入れることができることとしております。また、監査役補助者は、業務の執行に係る役職を兼務しないものとします。
(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
取締役および使用人は、当社に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンス違反行為に関する事項を発見したときは、監査役に対して当該事実を速やかに報告することとしております。なお、監査役へ報告を行った通報者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止しております。
また、取締役および使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告することとしております。
(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役会ほか社内において実施される重要な会議に出席できるものとし、取締役の職務執行に対して厳格な監督を行い、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役にその説明を求めることとしております。
また、監査役がその職務について、当社に対して必要となる費用の前払い等の請求を行ったときは、当該費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を負担するものとします。
(10)財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
金融商品取引法およびその他の法令の定めに従って、財務報告に係わる内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保いたします。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、反社会勢力と絶対に付き合わないという信念を堅持しており、反社会勢力から不当な要求を受けたときには、これに屈することなく断固たる行動をとり、一切の関係を遮断することを、当社の企業意志として統一しております。
社内では、緊急連絡・報告のシステムを主に整備しております。店頭及び各事務所において、万一反社会勢力からのアプローチがあった場合は、店内及び各事務所の従業員全員が確認しやすい場所に掲示してある、所轄の警察署の連絡先及び社内緊急連絡先へ即座に連絡し、警察及び会社全体のバックアップをもとに、必ず関係を遮断する対応をとる旨徹底し、反社会勢力を水際で防御するための体制を実施しております。
また万が一にも不測の事態が発生した際は、顧問弁護士へ相談し、万全な対応ができる体制の構築に努めております。
更に体制強化の一環といたしまして、静岡県企業防衛対策協議会に加盟しております。
これら関係機関及び所管警察署からは、反社会勢力などの情報を受けており、対策が必要な情報は、即座に社内へ注意喚起を行っております。
また、開催される反社会勢力に関するセミナー等には、代表者伊井 一史をはじめとする役員、管理関係部署の社員を中心に積極的に参加し、更なる意識の徹底とともに情報収集に努めております。

# V その他

## 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

| 該当項目に関する補足説明 |
|---|

―――

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――